

沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総則

(目的等)

第1条 この要綱は、沖縄県内における有料老人ホームの設置及び運営について必要な事項を定め、高齢者が安心して生活できるよう、良好な居住環境及び生活支援サービスを提供する優良な有料老人ホームの設置及び運営を実現し、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この要綱は、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）と一体となって解釈、運用されなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 設置予定者 沖縄県内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 沖縄県内において有料老人ホームを設置及び運営している者をいう。
- (4) 設置予定者等 設置予定者及び設置者をいう。
- (5) 類型 指針において規定する「介護付」「住宅型」「健康型」をいう。

(設置予定者等の責務)

第3条 設置予定者等は、この要綱及び指針の規定を誠実に遵守するとともに、設置予定地等を管轄する市町村の意見及び地域福祉施策等の実施について、十分配慮するものとする。

第2章 事前相談

(事前相談)

第4条 県は、設置予定者からの求めに応じて事前相談を行うものとする。

- 2 設置予定者が前項に規定する事前相談を行う際に必要な事項は、別に定める。
- 3 設置予定者は、届出前に設置予定地の市町村と十分な事前調整を行うものとする。

第3章 届出等

(届出等)

第5条 設置予定者は、建築確認後速やかに、有料老人ホームの設置を行う前に、法第29条第1項及び沖縄県老人福祉法施行細則（以下「県施行細則」という。）第21条の規定に

定める届出を行わなければならない。

2 設置予定者は、前項の届出に際して、以下の書類を添付しなければならない。

(1) 有料老人ホーム情報開示一覧（様式第1号。以下「情報開示一覧」という。）

(2) その他

3 設置予定者は、入居者の募集前に入居募集広告・パンフレットについて、知事に報告するものとする。

4 入居者の募集は、第1項の届出後に開始するものとする。

（事業開始報告）

第6条 設置者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始したときは、直ちに、有料老人ホーム事業開始報告（様式第2号）、重要事項説明書（添付書類を含む。以下同じ。）及び情報開示一覧を知事に提出するものとする。

（変更届）

第7条 設置者は、第5条第1項の届出の内容に変更が生じたときは、法第29条第2項及び県施行細則第21条第2項の規定に定めるところにより、変更の日から一月以内に変更届を知事に提出しなければならない。

（廃止（休止）届）

第8条 設置者は、第5条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止（休止）しようとするときは、法第29条第3項及び県施行細則第21条第2項の規定に定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに有料老人ホーム廃止（休止）届けを知事に提出しなければならない。

第4章 設置後の状況報告等

（情報の報告等）

第9条 設置者は、法第29条第11項の規定に基づき、毎年7月1日現在における有料老人ホーム情報を重要事項説明書により知事に報告しなければならない。

2 設置者は、毎年7月1日現在の次の書類を作成し、知事に報告するものとする。

(1) 情報開示一覧

(2) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(3) 他業を営んでいる場合、関連会社（親会社・子会社）がある場合には、それらに係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(4) その他知事が指定する書類

3 前2項の報告期限は、知事が別に定める。

4 知事は、第1項及び第2項の規定により報告された重要事項説明書及び情報開示一覧をホームページにおいて公表する。

5 知事は、前項に規定する重要事項説明書及び情報開示一覧の公表について市町村へ周知するとともに、有料老人ホーム利用者に対する情報提供について市町村の協力を求めるものとする。

（事故報告）

第10条 設置者は、有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合には、沖縄県有料老人ホーム事故報告要領に基づき、知事に報告するものとする。

（情報開示）

第11条 設置者は、次の書類について、入居者若しくは入居希望者又は入居者の家族若しくは入居希望者の家族に対して、書面により交付しなければならない。

- (1) 重要事項説明書
- (2) 入居契約書
- (3) 管理規程
- (4) 入居案内パンフレット
- (5) 情報開示一覧

2 前払金を受領する有料老人ホームにあっては、次の書類について、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供するよう努めるとともに、入居者若しくは入居希望者又は入居者の家族若しくは入居希望者の家族の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮するものとする。

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 役員名簿及び職員配置がわかる書類
- (3) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (4) 他業を営んでいる場合、関連会社（親会社・子会社）がある場合には、それらに係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

（事業収支計画の見直し）

第12条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果、財務諸表との乖離がある場合には、その原因及び対処方針等について知事に報告するものとする。

（有料老人ホームに係る立ち入り検査の実施）

第13条 知事は、有料老人ホームに対して、別に定めるところにより、立ち入り調査を行うものとする。

（増改築等の取扱い）

第14条 この要綱の規定は、設置者が有料老人ホームを増改築しようとする場合、入居定員を変更する場合、及び類型を変更しようとする場合にも適用するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項を別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前から設置及び運営されている有料老人ホームについては、この要綱及び指導等に適合するための措置がとられなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月1日から施行する。
- 2 新たに有料老人ホームを設置しようとする場合で、この要綱の施行日前に、設置予定場所の市町村への事前協議書が、当該市町村において受理された有料老人ホームについては、従前の要綱による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 新たに有料老人ホームを設置しようとする場合で、この要綱の施行日前に、設置予定場所の市町村への事前協議書が、当該市町村において受理された有料老人ホームについては、従前の要綱による。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。